遊佐町業務継続計画

【地震対策編】

平成３０年４月

目　　次

第1章　業務継続計画の基本的考え方 ---------- 1
　１　策定の趣旨 ---------- 1
　２　非常時優先業務の概要 ---------- 1
　３　業務継続計画導入の効果 ---------- 2
　４　地域防災計画との関係 ---------- 3
　５　業務継続計画の基本方針 ---------- 3
　６　対象となる組織の範囲 ---------- 3
　７　計画の発動及び集結 ---------- 4
　８　広報活動 ---------- 4

第2章　業務継続計画の前提となる地震及び被害想定 ---------- 5
　１　内陸型地震 ---------- 5
　２　海洋型地震 ---------- 6

第3章　非常時優先業務の実施体制 ---------- 8
　１　職員の参集 ---------- 8
　２　参集可能職員の想定 ---------- 10
　３　災害対策本部における事務局の組織 ---------- 10

第4章　業務継続のための執務環境の確保 ---------- 11
　１　業務実施の体制 ---------- 11
　２　本庁舎等における執務環境の確保 ---------- 11
　３　本庁舎・防災センター・ライフライン・通信機器等の現況及び対策 ---------- 12

第5章　非常時優先業務 ---------- 16
　１　非常時優先業務の選定 ---------- 16
　２　非常時優先業務の業務開始目標時間の設定 ---------- 16
　３　災害対策本部における優先業務及び着手目標時間 ---------- 17

第6章　応援要請 ---------- 24
　１　県に対する応援要請 ---------- 24
　２　隣接市町村への応援要請 ---------- 24
　３　消防の応援要請 ---------- 24
　４　自衛隊の災害派遣要請 ---------- 26
　５　受援する関係団体の活動拠点等 ---------- 26
　６　町が激甚被災地となった場合の要請 ---------- 27

第7章　業務継続体制の改善 ---------- 28
１　業務継続マネージメント ---------- 28
２　業務継続体制の向上 ---------- 28

第１章　業務継続計画の基本的考え方

１　策定の趣旨

本町で地震の発生が懸念されるのは、庄内平野東縁断層帯と山形県沿岸における津波断層であり、これらで大規模地震が発生した場合には、町庁舎や公共施設が被災し、人員や物資・ライフライン等に制約を受ける可能性が高いため、平常時の執務環境を前提とした業務を行うことができないと考えられる。加えて、震災に伴う膨大な応急対策業務も発生するため、これらの業務が中断すると町民の生命、生活及び社会活動に大きな支障が生じることになる。

町は、災害発生時に迅速かつ的確に遊佐町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、町民生活に密着する行政サービスなど、災害発生時にも必要とされる通常業務を継続していくことが求められる。

このため、大規模地震が発生した際に優先して実施すべき業務や業務継続に必要な資源の確保等について取りまとめた業務継続計画を策定するものである。

２　非常時優先業務の概要

地震発生後は直ちに災害対策本部が設置され、町は、避難所の開設、食糧の調達・供給等、多岐にわたる災害対応をしなければならない。一方、通常業務においても、町民への行政サービスを継続していくことが必要である。

しかし、職員自身の被災や庁舎の被災など、人的・物的資源が制約される中で、災害応急対策とすべての通常業務を行うことは困難である。

そこで、本計画では、災害応急対策業務と通常業務について、その緊急性・重要性を評価し、災害時に優先的に行わなければいけない業務を「非常時優先業務」として位置付ける。

(1)　災害応急対策業務

地域防災計画【震災対策計画】・【津波災害対策計画】に定められた、町が実施する災害応急対策を「災害応急対策業務」とする。

(2)　優先通常業務

業務の内、町民の生命・生活・財産・経済活動等を守るための観点から、災害時においても継続が必要な業務を「優先通常業務」とする。

＜ 非常時優先業務の範囲（イメージ）＞

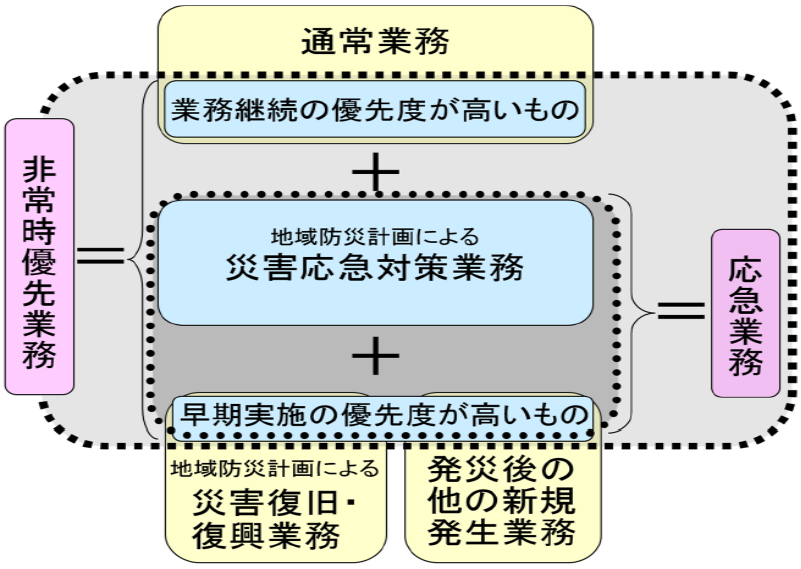

出典：内閣府　市町村のための業務継続計画作成ガイドより

３　業務継続計画導入の効果

業務継続改革の導入により、以下の効果が期待される。

(1) 発災直後の業務レベルの向上や業務立ち上げ時間の短縮により、町の業務の迅速な再開が可能になる。

(2) 業務継続計画の策定を通し、平常時から災害時の課題をリスクとして事前に認識することで、町の防災力を強化することが可能になる。

(3) 町の業務の迅速な再開により、災害時における民間企業の事業継続への悪影響を抑えることが可能となる。

(4) 最も大きな災害被害を想定した業務継続計画を策定することにより、他の自然被害への対応も可能になる。

また、災害時には業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

さらに、執行体制や対応手順が明確となり、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避けるとともに、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅などによる心身面の配慮の向上も期待できる。

発災後に町が実施する業務の推移（イメージ）

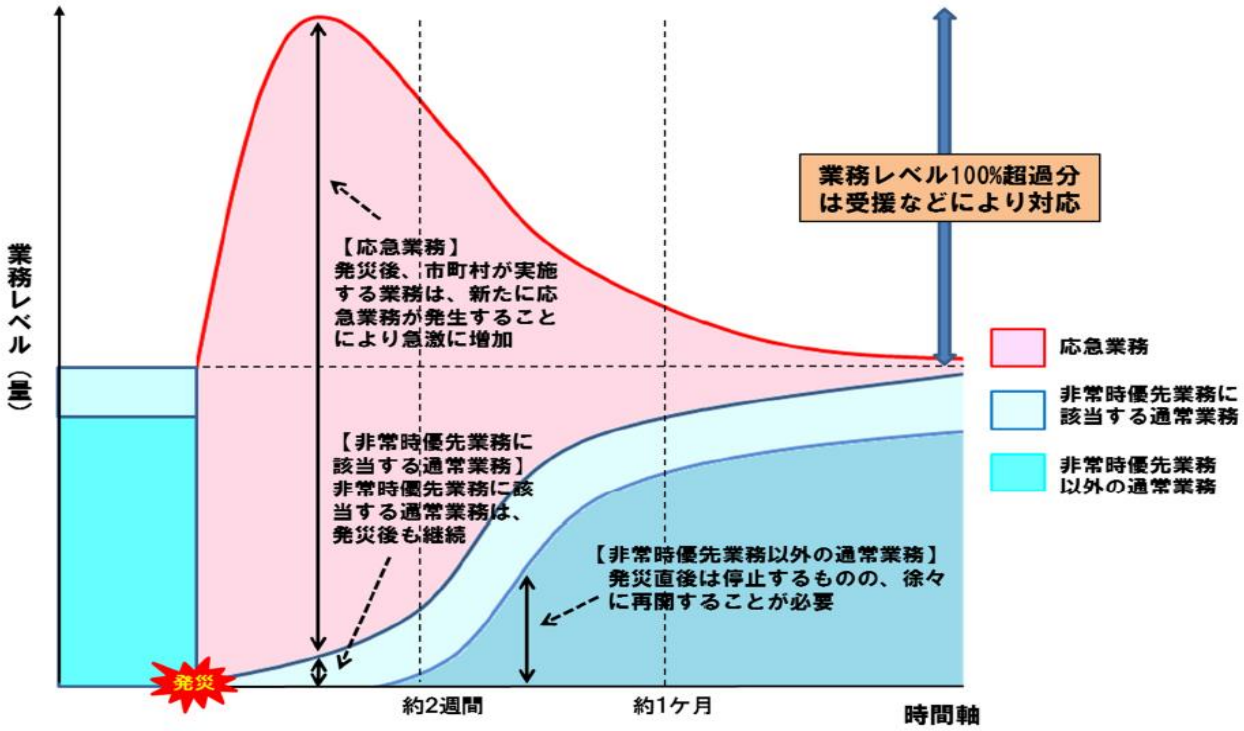

出典　：内閣府　市町村のための業務継続計画策定ガイドより

４　地域防災計画との関係

地域防災計画では、災害予防対策、災害応急対策、復旧・復興対策について実施すべき事項が定められている。業務継続計画は、大規模な地震発生時に、庁舎や職員が被災し、活動に制約が生じる状況下にあっても、地域防災計画に定められた業務や業務継続の優先度の高い通常業務等を円滑に実施するためのものである。

〈 業務継続計画と地域防災計画の比較 〉

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	地方公共団体が、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を想定するための計画である。	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である。（実効性の確保）
行政の被災	行政の被災は特に想定する必要がないが、業務継続性の確保等については、計画に定める必要がある。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	災害対策に係る業務（予防業務、応急業務、復旧･復興業務）を対象とする。	非常時優先業務（応急業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）を対象とする。
業務開始目標時間	一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もあるが、必要な事項ではない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要な事項ではない。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保については、検討のうえ記載する必要がある。

出典：内閣府「地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説　第１版」

５　業務継続計画の基本方針

町は、大規模災害発生時における非常時優先業務については、次の方針に基づき業務継続を図るものとする。

(1) 地震による被害を最小限にとどめるために、地域防災計画に定められた業務を効率的に遂行する。
(2) 町の業務が一時停止することによる町民生活や経済活動等への支障を最小限度にとどめるために、被災時にも中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
(3) 町職員が被災後も業務に従事できるための対策を行うとともに、早期参集等による必要な人員の確保及び庁舎・電力・通信等の業務資源の確保に努める。
(4) 非常時優先業務を最優先で実施し、通常業務については、積極的に休止・縮小する。
(5) 実効性のある計画にしていくために常に計画を点検し、必要により見直しを行う。

６　対象とする組織の範囲

本計画は、町庁舎、町防災センター・町づくりセンター、生涯学習センター、学校、保育園、図書館等の公共施設の業務を対象とする。

なお、本計画は総括的な計画であり、必要であれば対象物ごとにマニュアル等を定めるものとする。

7　計画の発動及び終結

(1) 本計画は、次のいずれかの場合に発動する。

ア　町内に震度６弱以上の地震又は大津波が発生した場合とする。

イ　鳥海山の噴火により、町内全域にわたり被害を及ぼす恐れがあり、町長が必要と認めた場合は、この業務計画に準ずるものとする。

なお、町長（災害対策本部長）が不在時は、職務代理者とする。

(2) 本計画の終結は、災害対応業務が概ね終了し、平常時の体制がとれると町長が判断した場合とする。

8　広報活動

(1) 業務継続計画の内容については、町民に広報等を通して事前に周知させる。

(2) 業務継続計画の発動及び終結は、町のホームページや緊急メール等を通して周知させる。

第２章　業務継続計画の前提となる地震及び被害想定

想定する地震及び被害は、山形県が実施した被害想定調査に基づき、本町に最も影響が大きいとされる内陸地震及び海洋型地震とする。

１　内陸地震

遊佐町から酒田市東部、庄内町を経て、鶴岡市に至る長さ約３８ｋｍに及ぶ６本の活断層からなる庄内平野東縁断層帯であり、過去の活動時期の違いから、庄内平野東縁断層帯北部と庄内平野東縁断層帯南部に区分される。

庄内平野東縁断層帯北部では、遊佐町から酒田市東部を経て庄内町に至る断層帯であり、長さは約２４ｋｍで、ほぼ南北方向に延びており、断層の東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層である。遊佐町内には３本の断層が連なっており、大規模な直下型地震を発生させる可能性がある。

なお、その地震の規模はマグニチュード７．５程度、最大震度は６強程度と想定されている。

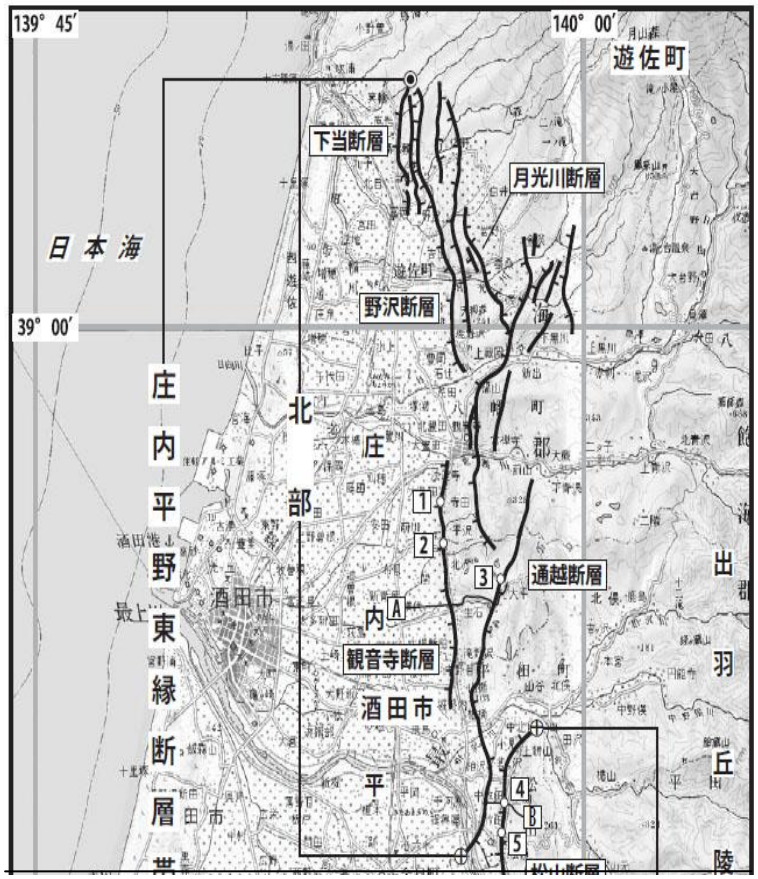

＜ 被　害　規　模 ＞

庄内平野東縁断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
人　的　被　害	死者(人)	30	63	24
	負傷者(人)	449	736	387
	避難者:昼間(人、%)	1,414（11.0）		
	避難者:夜間(人、%)	1,947（12.6）		

建　物　被　害	全壊計（棟、%）	1,281（10.3）	1,225 （ 9.8）
	半壊計（棟、%）	2,317（18.6）	2,216 （17.8）

ライフライン被害	上水道の断水世帯：地震直後（世帯、%）	4,642　（99.2）
	上水道の断水世帯：一日後（世帯、%）	4,319　（92.3）
	ＬＰガス全半壊率：冬期（%）	30.3
	ＬＰガス要点検供給世帯（世帯）	809
	下水道被害率（%）	5.20
	下水道排水困難人口（人）	448
	停電世帯（世帯、%）	819(16.2)
	電話不通世帯（世帯、%）	512(10.2)

２　海洋型地震

国が公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」で想定されている津波断層モデルのうち、山形県沿岸に最大クラスの津波や大きな被害をもたらすと想定される津波断層モデル３断層を選択し、その地震の規模はマグニチュード７．７～７．８程度、最大震度は７程度と想定されており、山形県津波浸水想定・被害想定調査(平成 28 年３月公表)で示された３断層のうち、F30 断層、F34 断層を震源域に設定した。

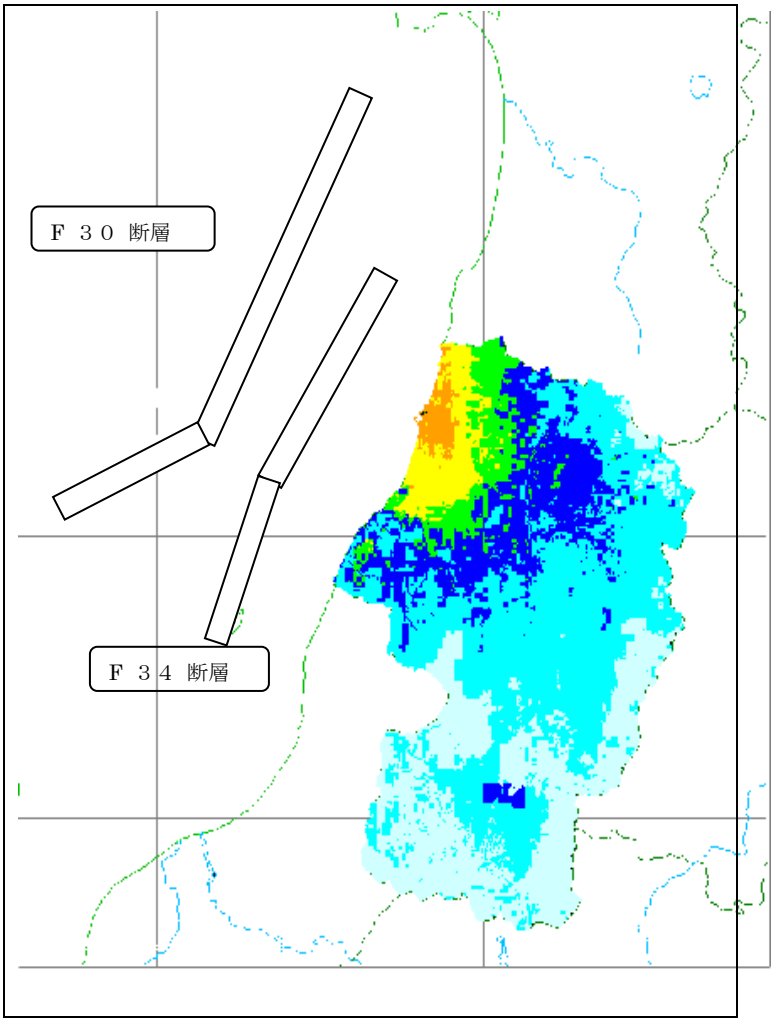

＜被　害　規　模＞

被害項目		被害単位 (建物の単位;棟・人の単位;人)	F30 断 層			F34 断 層		
			冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
建物被害		全壊数	327	289	327	153	136	153
		半壊数	1,480	1,390	1,480	1,064	983	1,064
人的被害		死者	94	72	75	13	8	9
		負傷者	274	178	193	163	98	110
		うち重傷者	42	29	30	16	10	12
避難者等	避難者	避難者(１日後)	1,523	1,388	1,523	938	863	938
		うち避難生活者	926	845	926	575	530	575
		避難者(１か月後)	1,372	1,235	1,372	769	693	769
		うち避難生活者	411	370	411	231	208	231
	帰宅困難者	帰宅困難者 (平日)	従来法　７１１					
	災害廃棄物	発生量(トン)	126,983	120,372	126,983	59,650	55,702	59,650
	経済被害	直接経済被害額(億円)	10,270	9,700	11,310	8,480	8,000	8,750
ライフライン被害	上水道	断水人口 (１日後)	9,827 (断水率　６８%)			7,921 (断水率　５５%)		
	電力	停電件数 (１日後)	731	640	731	352	311	352
	固定電話	不通回線数 (１日後)	345	302	345	166	146	166

第３章　非常時優先業務の実施体制

１　職員の参集

(1)　配備体制

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の職員の動員配備は、次の表に基づき行う。

＜ 地震・津波災害時の動員配備体制の基準 ＞

種別	配　備　基　準	配　備　内　容	摘　要
第１次	町内の震度が４で、かつ津波の心配がないとき	人的被害情報・住家被害状況等の把握と情報連絡活動のため、関係課でもって当たるもので、状況によりさらに高度の配備体制に円滑に移行できる体制とする	災害対策本部が設置されない場合でも、被害情報収集・連絡組織として配備につくものである。
	山形県下（津波予報区＝５区）に津波注意報が発表されたとき	津波危険に対応するため、関係各課でもって当たるもので、状況によりさらに高次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	災害対策本部が設置されない場合でも、津波対応の組織として配備につくものである。
第２次	次の事項の１以上に該当する場合 ⑴　町内に震度５弱の地震が起こったとき ⑵　山形県沿岸に津波警報が発表されたとき	上記の課のほか、関係各課の所要の人員でもって当たるもので、事態の推移に伴い、すみやかに第３次配備に切り替えるものとし、また、切り替える前においても、災害発生とともに直ちに活動が開始できる体制とする。	必ず災害対策本部が設置される。
第３次	次の事項の１以上に該当する場合 ⑴　町内に震度５強以上の地震が起こったとき ⑵　山形県沿岸に大津波警報（特別警報）が発表されたとき ⑶　その他、地震により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に防災活動の推進を図る必要があると認めるとき	所要の人員の全員をもって当たる。	必ず災害対策本部が設置される。

(2) 勤務時間内に地震が発生した場合

職員自身や周囲の安全確保を図るとともに、来庁者がいる場合は安全な場所に避難させる。その後、応急対策業務等の非常時優先業務に従事する。

災害対策本部が設置される場合は、災害対策本部事務局員に指名されている職員は、災害対策本部の設置場所となっている防災センター２階の防災会議室に参集し、災害対策策本部の設営に従事する。

(3) 勤務時間外に地震が発生した場合

職員自身と家族の安全確保を図る。その後、次表の職員の非常配備計画に伴い速やかに登庁する。

参集した職員は、各所属における応急対策業務等の非常時優先業務に従事する。

＜ 職員の配備計画表 ＞

組織			配備計画				参集場所
課　等	係	人員	第１次		第２次	第３次	
			震度４	津波注意報			
総務課	総務係	6	△	△	○	○	庁舎
	財政係	3	△	△	○	○	庁舎
	情報統計係	3	△	△	○	○	庁舎
	危機管理係	2	○	○	○	○	庁舎
企画課	企画係	4	△	△	○	○	庁舎
	まちづくり支援係	2	△	△	○	○	庁舎
	観光物産係	3	△	○	○	○	庁舎
	定住促進係	2	△	△	○	○	庁舎
産業課	農業振興係	4	△	△	○	○	庁舎
	水産林業係	3	△	○	○	○	庁舎
	産業創造係	3	△	△	○	○	庁舎
	農地管理係	2	△	△	○	○	庁舎
地域生活課	土木係	3	○	D	○	○	庁舎
	管理係	4	○	D	○	○	庁舎
	環境係	2	△	△	○	○	庁舎
	上水道係	3	○	△	○	○	庁舎
	下水道係	3	○	D	○	○	庁舎
健康福祉課	子育て支援係	2	△	△	○	○	庁舎
	福祉介護保険係	5	△	△	○	○	庁舎
	国民健康保険係	4	△	△	○	○	庁舎
	健康支援係	11	△	△	○	○	庁舎
	遊佐保育園	7	△	△	D	○	勤務施設
	藤崎保育園	6	△	△	D	○	勤務施設
	吹浦保育園	6	△	△	D	○	勤務施設
	子どもセンター	2	△	△	D	○	勤務施設
町民課	町民係	5	△	△	○	○	庁舎
	課税係	7	△	△	○	○	庁舎
	納税係	3	△	△	○	○	庁舎
教育課	総務学事係	4	△	△	○	○	庁舎
	学校指導係	1	△	△	○	○	庁舎
	社会教育係	6	△	△	○	○	勤務施設
	文化係	3	△	△	D	○	庁舎
	蕨岡小学校	2	△	△	D	○	勤務施設
	遊佐小学校	3	△	△	D	○	勤務施設
	藤崎小学校	2	△	△	D	○	勤務施設
	高瀬小学校	2	△	△	D	○	勤務施設
	吹浦小学校	2	△	△	D	○	勤務施設
	遊佐中学校	1	△	△	D	○	勤務施設
	図書館						
出納室	出納係	1	△	△	○	○	庁舎
議会事務局	議事係	1	△	△	○	○	庁舎

① ○印全員配備　D印２分の１配備（2分の１待機）　△印全員待機
② 待機とは平常勤務中又は帰宅後、所在を明確にして待つことをいう。
③ 動員計画にない職員に当っては本部長の命に従うものとする。
④ 庁舎勤務職員については、役場に登庁するものとし、外部施設勤務者はその施設に集合する。

２　参集可能職員の想定

勤務時間外に大規模な地震が発生した場合に、参集可能な職員数を個々の職員の登庁に要する時間及び勤務地までの実際の距離をもとに検討する。

(1) 徒歩で参集することを想定し、時速３ｋｍとする

※　時速４ｋｍが一般的な徒歩の速度とされているが、地震により道路が被災することや被災状況を確認しながら登庁することなどを考慮し、時速３ｋｍと設定した。

(2) 安否確認や身支度などの準備時間として３０分を計上した。

(3) 本人・家族の被災や救助・援助などによる、参集が困難な職員を除いた参集可能割合を６０％と設定した。

※　国土交通省が設定した割合を参考とし、６０％と設定した。

［１０％：本人の死傷及び家族の死傷等のため参集不可能
３０％：救出・救助活動に従事のため参集不可能］

＜参集予測の結果表 ＞

人（%）

距離／項目	～2 km	2～4 km	4～6 km	6～8 km	8～10 km	10～12 km	12～14 km	14～16 km	16～20 km	20 km～	計
職員数（人）	30	27	28	22	9	5	6	12	9	2	150
割　合（%）	20.0	18.0	18.7	14.7	6.0	3.3	4.0	8.0	6.0	1.3	100
参集可能割合適用後　（人）	18	16	17	13	5	3	4	8	5	1	89

上記により算定した参集可能職員

発災からの経過時間	１時間	３時間	６時間
参集可能職員　（人）	１８	６４	８３
割　　合　（%）	12.0	42.7	55.3

３　災害対策本部における事務局の組織

本部事務局 事務局長：総務課長　　事務局次長：企画課長			
統括部 部　長：総務課長 副部長：議会事務局長 会計管理者	総務課 議会事務局 出納室	対策部 部　長：地域生活課長 副部長：産業課長 健康福祉課長	地域生活課 産業課 健康福祉課
情報部 部　長：企画課長 副部長：町民課長 教育課長	企画課 町民課 教育課		

第４章　業務継続のための執務環境の確保

１　業務実施の体制

大規模災害の発生直後は職員の参集率が低くなり、幹部職員が参集できなくなる可能性が高い。しかしながら、各担当部署における業務の円滑な実施のためには、指揮命令系統を明確にする必要がある。

そのため、災害対策本部及び各課・各係において、課長が不在の場合の事案決定の代行順序をあらかじめ定めることとする。

(1) 職務権限の代行

大規模地震発生時には、町長は災害対策本部を設置して、指揮、命令を行うが、町長が不在の場合は、以下の職務代理者が当る。

第１順位	第２順位
副町長	総務課長

なお、副町長、総務課長がともに不在の場合は、町長の職務を行う者の順位に関する規則に規定する順序により、その職務を代行する。

(2) 指揮命令系統

災害対策本部事務局は、総務課長を事務局長とする。総務課長が不在の場合は、企画課長がその職務を代行する。

また、本部事務局は、統括部、情報部、対策部から構成され、各部の部長が不在の場合は、副部長がその任務に当る。

２　本庁舎等における執務環境の確保

庄内平野東縁断層帯で地震が発生した場合、町本庁舎周辺では震度６強が想定される。

この場合、耐震基準を満たしていない町本庁舎は倒壊する可能性が比較的高い。

そのため、執務室等の使用は出来なくなる可能性があり、災害対策本部を設置する場所は、耐震基準を満たしている遊佐町防災センターとする。

なお、遊佐町防災センターが利用できない場合は、地域防災計画に基づき遊佐町生涯学習センター（第１順位）、遊佐町民体育館（第２順位）に設置する。

＜代替庁舎検討用リスト ＞

施設名	建築年（耐震対応済みの場合○）	災害危険度※			付帯設備・事務機器等					同時被害のある災害（無の場合は○）	代替庁舎候補
		津波	液状化	洪水	非常用発電機／燃料	通信機器	情報システム	水・食料、トイレ等	事務機器備品		
防災センター	H23 年 ○	○	○	△	有	防災無線・衛星携帯	防災情報システム	無（対応可能）	有	その他（火山噴火）	有
生涯学習センター	H ８年 ○	○	○	△	有	防災無線	無	無（対応可能）	有	その他（火山噴火）	有
町民体育館	H21 年 ○	○	○	△	無	防災無線	無	無（対応可能）	無	その他（火山噴火）	

※　災害危険度　　各施設において、各種災害の危険がない、極めて低い場合は「○」、危険度が高い場合は、「×」、危険性はあるが対策を講じている場合は「△」を記入する。

３　本庁舎・防災センター・ライフライン・通信機器等の現況及び対策

(1) 本庁舎

ア　現状

町本庁舎は耐震性が確保されておらず、大地震が発生した場合には、甚大な被害が発生する可能性が高く、被災後は利用出来なくなると考えられる。

そのため、本庁舎の耐震化又は改修の必要がある。

現状においては、執務室におけるロッカー等の什器に転倒防止を図り、転倒による負傷の危険を少なくし、業務の着手に遅延のないようにする。

また、災害対策本部は、耐震性があり非常用電源が確保できる防災センターに設置する。

イ 対応索

庁舎内の什器等の固定等、地震対策を徹底する。

(2) 電力

ア　現状

停電した場合、防災センターでは、地下タンクに最低限備蓄してある灯油を利用して48時間の非常用発電機による電力の確保が可能である。

なお、地下タンクに給油すれば連続運転が可能である。

この非常用発電機運転によって、各階の証明設備が間引き点灯され、各階にある非常用のコンセントから電力の供給が可能である。非常用発電機の電力の供給範囲は、サーバー室、防災無線関連機器、電話交換機、冷暖房用機器（一部）、ポンプ類、防災設備、自動ドア、警備設備等であり、燃料が不足した場合には、これらの電力確保が困難になる。

イ 対応策

防災センター用の地下タンクの燃料は、非常用発電機が48時間稼働するための３kℓになると冷暖房用に供給されなくなるため、その前に給油し常に３kℓ以上を確保しておく必要がある。

庁舎での電源は、小型発電機（情報統計係：１台、危機管理係：１台）を保有しているが、庁舎で業務を行う場合は、パソコン、プリンター、ハブ等限定された機器しか稼働できない。

なお、庁舎の使用が可能であっても電源の回復が遅れた場合には、防災センターで窓口業務を行うなどの検討も必要となる。

また、非常用発電機の供給範囲を各所属に周知し、災害時に各所属において限られた電力で効率的な業務を執行するため、照明、パソコン、コピー機等の使用を制限する。

(3) 通信（電話、FAX等）

ア　現状

通常回線は、非常用発電機により使用可能である。発電機が故障等で使えなくなっても、約６時間は太陽光発電用蓄電池により外線・内線とも使用可能である。

大災害時には災害優先電話（２回線：総務係及び健康支援係FAX）を使用する。

なお、電話については、発災一週間程度は輻輳により繋がりにくい状況が発生し、特に発災直後は安否確認がピークとなるため、一般電話は非常に繋がりにくくなると想定される。発災時に通信事業者から優先復旧や衛星通信稼働無線車の優先派遣を受ける必要がある。

イ 対応策

災害時優先電話の活用を普段から検討する。

電話の通信途絶期間中、施設等の被害状況の把握のため、衛星携帯電話や防災行政無線（移動系）を活用する。

(4) 防災行政無線

ア　現状

町内に53基の防災行政無線拡声子局があり、消防本部とネットワークで結ばれ、災害

時や停電発生時には、防災センターに設置している非常用発電機により、無線親局に電源を供給される。また、無線拡声子局の電源は、バッテリーにより２日間は使用可能であるが、長期化した場合の確保が必要になる。

なお、町民が屋内にいる場合は、防災情報が聞こえない場合もある。

イ 対応策

防災情報が聞こえない地域には、今後、防災ラジオの普及拡大に努め、緊急速報メールの活用を図る。

(5) 情報システム

ア　現状

①　基幹ネットワークシステムの現状

町基幹ネットワーク及び情報統計係が所管するシステムについては、町の防災センターにシステムサーバー及びネットワークのセンター機器が集積されていて、一定の規模災害についての対策は完了している。今後は、データのバックアップ及び稼働率の向上について検討を継続し、災害時の対応について準備を行っていくことが重要である。

②　非常用発電機による電力の確保により、サーバー室のシステムは稼働が可能であるが、庁舎内端末は停電により使えない。

また、非常用コンセントからの電力供給はできるが、設置場所が限られているため、すべてのシステムの稼働は難しい。

③　地震による町内の停電、回線の寸断が予想されるため、インターネットの利用及び庁舎間の回線は繋がらない。

イ 対応策

ネットワークの状況を把握し、システムの稼働状況を各課に確認するとともに、必要な情報を各課に提供する。

災害時には、直ちに応急措置を講ずることは勿論であるが、各システムの障害対策手順書に従い、システムの安全な停止及び復旧を行う。

なお、必要に応じて光伝送路工事業者及びネットワーク機器納入業者、保守会社等に復旧を要請し、早期復旧にあたる。

今後の施設整備では、太陽光・蓄電機やＥＶによる外部電源を準備する。

＜ 基盤ネットワークの現状 ＞

COKAS　住民記録	町民課町民係	72-5885
COKAS　外国人登録	〃	〃
COKAS　印鑑登録	〃	〃
COKAS　国民年金	〃	〃
COKAS　国民健康保険賦課	町民課課税係	72-5876
COKAS　個人住民税	〃	〃
COKAS　法人住民税	〃	〃
COKAS　軽自動車税	〃	〃
COKAS　固定資産税	〃	72-5412
COKAS　収納管理	町民課納税係	72-5411
COKAS　滞納管理	〃	〃
COKAS　国民健康保険資格	健康福祉課国民健康保険係	72-5875
COKAS　高額療養費支給（国保）	〃	〃
COKAS　福祉医療	〃	〃
COKAS　後期高齢者医療	〃	〃

COKAS　子供子育支援	健康福祉課子育て支援係	72-5897
COKAS　児童手当	〃	〃
COKAS　介護保険	健康福祉課福祉介護保険係	28-8251
COKAS　選挙	選挙管理委員会事務局	72-3311
COKAS　学齢管理簿	教育課総務学事係	72-5891
COKAS　住宅使用料	地域生活課管理係	72-5883
戸籍	町民課町民係	72-5885
戸籍データ副本管理システム	町民課町民係	〃
eLTAX	町民課課税係	72-5876
国税連携	〃	〃
人事給与システム	総務課総務係	72-3311
例規集	〃	〃
財務会計	総務課財政係	72-3311
公有財産管理システム	〃	〃
ホームページ（CMS）	総務課情報統計係	72-5893
緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）	総務課危機管理係	72-5895
全国瞬時警報システム（J-ALERT）	〃	〃
河川情報システム	〃	〃
健康管理	健康福祉課健康支援係	72-4111
給食管理システム	健康福祉課子育て支援係	72-5897
障害福祉管理システム	健康福祉課福祉介護保険係	72-5884
図書検索		
農家台帳システム	農業委員会事務局	72-5890
道路台帳システム	地域生活課土木係	72-3327

(6) 上下水道

ア 現状

上水道に供給するための貯水槽は完備されておらず、災害時に断水になった場合は、浄水場から直接給水車にくみ上げて役場内に搬入する。

また、下水道は、断水で水道が使用できない場合でも、役場周辺は自然流化方式であるため、仮設マンホールトイレにより使用可能である。（設置場所は、町本庁舎南側に４箇所、防災センター庁舎北側に２箇所）

イ 対応策

飲料水及び仮設トイレの備蓄など優先的に確保できるよう関係事業者へ要請する。

(7) その他（食料、燃料）

ア 現状

① 食料・飲料水

大規模災害発生時の救援物資の供給は３日間程度を要するが、災害対策本部事務局要員に対する最低限度の食料・飲料水は確保されていないため、災害対策本部の機能維持及び活動に支障が出るおそれがある。

・食事３日分・飲料水１日３リットル×３日間は必要

② 燃料

町は、災害応急対策を円滑に実施するため、ガソリン等燃料の供給に関しては、以下の重要な施設及び公用車等の応急対策用燃料等の供給を優先的に受けることができるように要請している。

・庁舎
・町内に設置された指定避難所
・災害応急対策、ライフラインの維持に重要な施設及び車両
・消防用自動車及び救急用自動車などの緊急通行車両
・医療関係施設のうち特に緊急度の高いもの
・その他燃料の供給が必要と特に認められたもの

イ 対応策

食料・飲料水等の備蓄、緊急物資の備蓄計画を作成し、町の災害対応職員に対応した計画的な備蓄に努める。

また、 燃料については、遊佐町の燃料販売店会に対して協力するよう要請している。

第５章　非常時優先業務

１　非常時優先業務の選定

非常時優先業務の選定を行うため、すべての災害応急対策業務と通常業務について、評価基準に基づいて、町民の生命・生活・財産・経済活動の維持への影響度を評価し、継続すべき業務を選定した。

なお、選定した非常時優先業務については、発災時刻にかかわらず適用できるよう、計画に汎用性を持たせているため、発災時刻によっては必要としない業務も含まれる。

２　非常時優先業務の業務開始目標時間の設定

選定した非常時優先業務について、発災直後の業務立ち上げの時間の短縮を図るため、業務開始をいつまでに行うか、業務開始目標時間を次表に掲げる区分に分け、進行管理の目安とする。

〈非常時優先業務選定基準〉

業務開始目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例
Ａ評価業務 （３時間以内）	・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助・応急手当の開始 ・職員及び家族の安全確保 ・避難所の開設 ・応援要請	(1) 災害対策本部の立上げ、(被害情報の収集・伝達・報告・整理等) (2) 住民の避難指示、勧告 (3) 発災直後の火災、津波等対策業務(消火・警戒・誘導処置等) (4) 救助・応急手当の確立に係る業務(応援要請、運用) (5) 職員の動員及び配備計画(職員・来訪者の安否確認、職員の参集状況の確認) (6) 庁舎及び主要設備の被害調査・管理、庁舎継続使用の判断 (7) 避難所の開設、運営業務 (8) 県、他市町村、警察、消防等関係機関への連絡調整 (9) 組織的な業務遂行に必須な業務(幹部職員の補佐、公印管理等)
Ｂ評価業務 （１日以内）	・発災直後に開始した業務の継続 ・応急活動(救助・応急手当以外)の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の手続き	(1) 短期的な二次災害予防業務(土砂災害危険個所における避難等) (2) 町管理施設の応急復旧に係る業務(道路、上下水道、交通等) (3) 衛生環境の回復に係る業務(防疫活動、保険衛生活動等) (4) 災害対策活動体制の拡充に係る業務(応援受入れ等) (5) 遺体の取扱い業務(収容、保管、事務手続き等) (6) 避難生活の開始に係る業務(衣食住の確保、供給等) (7) 社会的に重大な行事の延期調整業務(選挙等)

Ｃ評価業務 （３日以内）	・概ね１日目までに開始した業務の継続 ・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復	(1) 避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等） (2) 災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務） (3) 業務システムの再開等に係る業務
Ｄ評価業務 （１週間以内）	・概ね３日目までに開始した業務の継続 ・復興・復旧に係る業務の本格化 ・ 窓口業務の回復（届出受理、証明書発行等）	(1) 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等） (2) 産業の復興、復興に係る業務（農林水産、商工業対策等） (3) 教育再開に係る業務 (4) 金銭支払い、至急に係る業務（契約、給与、補助費等） (5) 罹災証明書の発行、戸籍法、住民基本台帳法に基づく事務
Ｅ評価業務 （1か月以内）	・その他の行政機能の回復	(1) その他の業務

３　災害対策本部における優先業務及び着手目標時間等

◎　統括部

課　名	任　務　分　担	優先度	着手目標時間等（以内）				
			３時間	１日	３日	１週間	１か月
総務課	・ 本部の設置及び廃止手続に関すること	A	○				
	・ 本部長の命令伝達に関すること	A	○				
	・ 本部長の秘書に関すること	A	○				
	・ 本部員会議に関すること	A	○				
	・ 県災害対策本部との連絡に関すること	A	○				
	・ 地域災害対策本部との連絡に関すること	A	○				
	・ 現地災害対策本部との連絡に関すること	A	○				
	・ 自衛隊の派遣要請手続に関すること	A	○				
	・ 消防団に関すること	A	○				
	・ 職員の非常招集に関すること	A	○				
	・ 災害時における職員の動員計画の作成及び実施に関すること	A	○				
	・ 庁舎の応急対策に関すること	A	○				
	・ 町有車両の配車及び燃料確保に関すること	A	○				
	・ 災害輸送の実施に関すること	A	○				
	・ ホームページでの情報発信に関すること	A	○				
	・ ネットワークの機能確保に関すること	A	○				
	・ コンピュータシステムの機能確保に関すること	A	○				
	・ 防災行政無線の運用に関すること	A	○				

	・ 本部及び課内等との連絡調整に関すること	A	○				
	・ 所属課等が行う災害情報の収集、対策案の調整、対策の実施等の災害応急対策活動の取りまとめに関すること	A	○				
	・ 防災関係機関への派遣申請等手続に関すること	B		○			
	・ 職員及びその家族の被災状況の把握に関すること	B		○			
	・ 災害予算の経理に関すること	B		○			
	・ 出勤簿、休暇その他人事諸届に関すること	B		○			
	・ 被服貸与に関すること	B		○			
	・ 選挙事務の管理及び執行に関すること(選挙時)	B		○			
	・ 他自治体への応援要請手続に関すること	C			○		
	・ 建築請負工事の契約に関すること	C			○		
	・ 寄附採納に関すること	C			○		
	・ 他自治体からの応援派遣職員に関すること	C			○		
	・ ＧＩＳでの情報発信に関すること	C			○		
	・ 災害救助法の適用申請手続に関すること	D				○	
	・ 職員の任免、職階、分限、懲戒、服務及び褒賞に関すること	D				○	
	・ 職員の給与及び諸申請の認定に関すること	D				○	
	・ 源泉諸税に関すること	D				○	
	・ 恩給、年金及び退職手当に関すること	D				○	
	・ 特別職及び一般職の人事に関すること	D				○	
	・ 予算編成に関すること（補正予算）	D				○	
	・ 職員の福利厚生及び市町村職員共済組合に関すること	D				○	
	・ 各種社会保険及び公務災害補償に関すること	D				○	
	・ 災害予算に関すること	D				○	
議会事務局	・ 関係行政機関及び公共機関との連絡調整に関すること	A	○				
	・ 気象通報の受領及び伝達に関すること	A	○				
	・ 町議会議員の安否確認及び連絡調整に関すること	B		○			
	・ 議会の本会議、協議会及び議会運営委員会に関すること	D				○	
	・ 会議録、議事録及び速記録等の編集保管に関すること	D				○	
出納室	・ 協定団体との連絡・物資の調達に関すること	A	○				
	・ 各地区との連絡に関すること	A	○				
	・ 関係各課等との連絡調整に関すること	A	○				
	・ その他各課長の命ずる応急対策に関すること	B		○			
	・ 災害義援金の受理及び出納・保管に関すること	B		○			

◎　情報部

課　名	任　務　分　担	優先度	着手目標時間等（以　内）				
			3時間	1日	3日	1週間	1か月
企画課	・ 被害情報等の災害情報の収集及び整理に関すること	A	○				
	・ 避難計画及び避難者の誘導に関すること	A	○				
	・ 電話交換に関すること	A	○				
	・ 被害状況の県への報告に関すること	A	○				
	・ 報道機関との連絡調整の関すること	A	○				
	・ 記者会見等災害情報の広報に関すること	A	○				
	・ 災害写真の撮影、記録に関すること	A	○				
	・ まちづくりセンター等の被害調査、保全及び応急対策に関すること	A	○				
	・ 本部及び課内等との連絡調整に関すること	A	○				
	・ 報道機関へ被害状況の発表に関すること	B		○			
	・ 協力機関との連絡調整及び相互協力に関すること	B		○			
	・ 罹災者の相談に関すること	B		○			
	・ 罹災者、応援者等への炊き出しの実施に関すること	B		○			
	・ 観光施設の被害状況の調査・報告に関すること	B		○			
	・ 観光客の避難計画及び避難誘導に関すること	B		○			
	・ 災害調査班の編成及び被害調査に関すること	C			○		
	・ 災害直後の町民からの問い合せ等への対応に関すること	C			○		
	・ 公共施設の再開に向けた準備に関すること	C			○		
	・ 災害関係者の視察に関すること	D				○	
	・ 町民からの要望書に関すること	D				○	
町民課	・ 罹災者台帳の作成に関すること	A	○				
	・ 住民に対する出火防止、余震に関する注意喚起の広報に関すること	A	○				
	・ 戸籍届出受付事務に関すること	A	○				
	・ 火葬許可証及び斎場使用許可証の交付に関すること	A	○				
	・ 本部及び課内等との連絡調整に関すること	A	○				
	・ 罹災証明書の発行に関すること	B		○			
	・ 被災建築物応急危険度判定に関すること	B		○			
	・ 公共施設の応急危険度判定に関すること	B		○			
	・ 住家等の被害調査に関すること	C			○		
	・ 罹災者の安否問い合せに関すること	C			○		
	・ 災害による納税相談に関すること	C			○		
	・ 町民の相談に関すること	D				○	
	・ 戸籍謄本、住民票、税証明等の証明書交付事務に関すること	D				○	
	・ 印鑑登録及び証明書交付事務に関すること	D				○	

	・ 住所異動届に関する事務に関すること	D				○	
	・ 国保資格の得喪届に関する事務に関すること	D				○	
	・ 特別永住者証明書及び住居地届出に関する事務に関すること	D				○	
	・ 罹災者に対する拠出年金の保険料免除に関すること	E					○
	・ 災害調査班の編成に関すること	E					○
	・ 災害に伴う町税の減免に関すること	E					○
	・ 罹災者に対する福祉年金受給者所得制限の緩和に関すること	E					○
	・ 災害による町税等の徴収猶予、換価猶予、執行停止、納税義務消滅及び還付に関すること	E					○
教育課	・ 避難所（受入れ施設）の供与に関すること	A	○				
	・ 教職員・児童生徒の実情の掌握及び避難等の行動指示に関すること	A	○				
	・ 罹災児童、生徒の保護に関すること	A	○				
	・ 所管施設の避難所の開設及び管理運営に関すること	A	○				
	・ 教育関係被害状況の調査・報告に関すること	A	○				
	・ 県教育委員会との連絡に関すること	A	○				
	・ 社会教育文化施設、文化財等の施設被害調査、保全及び応急対策に関すること	A	○				
	・ 班内の連絡及び行動指示に関すること	A	○				
	・ 本部及び課内等との連絡調整に関すること	A	○				
	・ 炊き出しのための学校給食施設の開放に関すること	C			○		
	・ 教育関係義援金及び物品の配分に関すること	C			○		
	・ 教育関係の応急対策救助災害復旧予算の要求に関すること	C			○		
	・ 児童、生徒に対する応急教育に関すること	D				○	
	・ 通学路及び学校をとりまく環境の安全確認と指導に関すること	D				○	

※　情報部の各課においては、初動の段階では情報部として活動することとし、その後は、職員の中から２名を選抜し､計画の発動から終結までの間に情報収集及び関係機関等への被害報告に当たる。なお、情報部の各課に与えられた優先業務については、その他の職員が当る。

◎　対策部

課　名	任　務　分　担	優先度	着手目標時間等（以内）				
			3時間	1日	3日	1週間	1か月
地域生活課	・ 上水道施設の被害調査及び応急復旧措置に関すること	A	○				
	・ 下水道施設及び設備の被害調査及び応急復旧措置に関すること	A	○				
	・ 指定避難所の開設及び管理運営に関すること	A	○				
	・ 災害地に対する飲料水供給及び周知に関すること	A	○				
	・ 土木施設の被害状況の調査・報告に関すること	A	○				
	・ 下水道施設の排水対策に関すること	A	○				
	・ 浄水場、配水場及び送配水管の復旧作業に関すること	A	○				
	・ 災害応急復旧資材の確保に関すること	A	○				
	・ その他、給水施設の応急修理に関すること	A	○				
	・ 公益社団法人日本水道協会山形県支部との連絡に関すること	A	○				
	・ 資材器具の調達、運搬及び建設業者との連絡調整に関すること	A	○				
	・ 仮設トイレの設置に関すること	A	○				
	・ 災害時の清掃及び環境衛生に関すること	A	○				
	・ 災害写真の撮影、記録に関すること	A	○				
	・ 墓地、納骨堂及び斎場に関すること	A	○				
	・ 本部及び課内等との連絡調整に関すること	A	○				
	・ 除雪に関すること(冬季のみ)	A	○				
	・ 交通途絶箇所及び迂回路線の表示に関すること	B		○			
	・ 公共施設の応急危険度判定に関すること	B		○			
	・ 道路、橋りょうの応急対策、河川関係の災害対策及び排水作業に関すること	B		○			
	・ 被災建築物応急危険度判定に関すること	B		○			
	・ 町が設置する建築物の被害状況調査及び応急対策に関すること	B		○			
	・ 災害廃棄物の仮置場の選定に関すること	B		○			
	・ 埋葬に関すること	B		○			
	・ 下水道等施設の応急修理資材の調達に関すること	B		○			
	・ 下水道等施設の応急復旧対策の広域的な応援要請に関すること	B		○			
	・ 町が管理する合併浄化槽の被害状況の調査及び報告並びに対策に関すること	B		○			
	・ 被災宅地応急危険度判定に関すること	C			○		
	・ 公園施設の被害状況の調査及び報告に関すること	C			○		
	・ 道路占用許可及び道路工事施行承認に関すること	D				○	
	・ 応急仮設住宅（みなしを含む）の確保に関すること	D				○	

	・ 応急仮設住宅の建設に関すること	D				○	
	・ 応急仮設住宅の入居に関すること	D				○	
	・ 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用に関すること	D				○	
	・ 建築関係障害物の除去に関すること	D				○	
	・ 災害に伴う水道料金の減免に関すること	E					○
産業課	・ 指定避難所の開設及び管理運営に関すること	A	○				
	・ 乗合バスに関すること	A	○				
	・ 本部及び課内等との連絡調整に関すること	A	○				
	・ 排水施設及び揚水施設等土地改良施設の被害状況の把握並びに対策に関すること	B		○			
	・ 農業用ため池の被害状況の調査及び報告に関すること	B		○			
	・ 罹災者用食糧の調達に関すること	B		○			
	・ 農業集落排水施設及び設備の被害状況の調査及び報告並びに対策に関すること	B		○			
	・ 水産関係施設の災害調査並びに対策に関すること	C			○		
	・ その他災害時における農林水産関係の応急対策に関すること	C			○		
	・ 商工業者の被害状況の報告に関すること	C			○		
	・ 港湾施設等の被害状況の把握及び報告に関すること	C			○		
	・ 病虫害の発生予防及び防除に関すること	D				○	
	・ 被災商工業者の経営相談指導に関すること	D				○	
	・ 林地及び林業用施設の災害調査並びに対策に関すること	D				○	
	・ 農地及び農業用施設の災害調査並びに対策に関すること	D				○	
	・ 農産物の被害調査に関すること	D				○	
健康福祉課	・ 避難行動要支援者の援護に関すること	A	○				
	・ 救護班の編成に関すること	A	○				
	・ 救護所の開設に関すること	A	○				
	・ 保育園等の施設被害調査、保全及び応急対策に関すること	A	○				
	・ 指定避難所の開設及び管理運営に関すること	A	○				
	・ 福祉施設の被害調査に関すること	A	○				
	・ 福祉乗合自動車に関すること	A	○				
	・ 本部及び課内等との連絡調整に関すること	A	○				
	・ 生活必需品の調達及び配送並びに救援物資の配分に関すること	B		○			
	・ 福祉避難所の開設及び運営に関すること	B		○			
	・ 災害時要配慮者の支援に関すること	B		○			
	・ 罹災園児の保護に関すること	B		○			
	・ 遺体の受入れ及び処理に関すること	B		○			
	・ 医師、歯科医師及び助産師の協力要請に関すること	B		○			
	・ 物品の受理、配分に関すること	B		○			
	・ 医薬品、衛生資材の確保及び配分に関すること	C			○		
	・ 医療機関の被害調査に関すること	C			○		
	・ ボランティアの受入れ、配備及び連絡調整に関すること	C			○		

	・ 医療機関の被害調査に関すること	C			○		
	・ 災害時における疾病の予防に関すること	C			○		
	・ 感染症の予防に関すること	C			○		
	・ 罹災者の保健指導に関すること	C			○		
	・ 町立保育園の管理運営に関すること	D				○	
	・ 子育て支援センターの管理に関すること	D				○	
	・ 保育所等の運営費及び補助金に関すること	D				○	
	・ 学童保育所の施設管理に関すること	D				○	
	・ 児童福祉施設の給食及び衛生管理に関すること	D				○	
	・ 災害義援金の配分に関すること	D				○	
	・ 子育て支援医療に関すること	D				○	
	・ ひとり親家庭等医療に関すること	D				○	
	・ 未熟児養育医療に関すること	D				○	
	・ 罹災者に対する災害援護資金等の貸付に関すること	E					○

◎　役場庁舎外施設

係　　名	任　　務　　分　　担	優先度	着手目標時間等（以　内）				
			3時間	1日	3日	2週間	1か月
保育園・子どもセンター	・ 管内の災害情報の収集及び本部への報告に関すること	A	○				
	・管内における関係機関との連絡調整に関すること	A	○				
	・その他本部からの情報の伝達等に関すること	A	○				
生涯学習センター	・ 管内の災害情報の収集及び本部への報告に関すること	A	○				
	・管内における関係機関との連絡調整に関すること	A	○				
	・その他本部からの情報の伝達等に関すること	A	○				
各町立学校	・ 管内の災害情報の収集及び本部への報告に関すること	A	○				
	・管内における関係機関との連絡調整に関すること	A	○				
	・その他本部からの情報の伝達等に関すること	A	○				

第６章　応援要請

大規模災害が発生し、町内の防災能力だけでは対応が不十分であり、県及び他市町村に応援を求める必要があると判断される場合は、各種法令、相互応援協定に基づき、必要事項を明確にしたうえで、町の災害対策本部が応援要請の手続きを行う。

１　県に対する応援要請

町長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、知事に対して次により応援を要請する。なお、知事は、被災状況により町長が応援要請できないと判断される場合、要請を待つことなく応援する。

県に応急措置等の応援要請するにあたっては、とりあえず無線又は電話等をもって処理し、事後文書により改めて処理する。

２　隣接市町村への応援要請

大規模災害が発生し他市町村からの応援が必要と判断したときは、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、他の市町村長に対して応援を要請するとともに、県に報告する。

また、友好関係自治体との非常災害時等における相互応援に関する協定〔東京都豊島区、宮城県大崎市、秋田県にかほ市〕及び大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定に基づき応援を求めて応急対策を進める。

３　消防の応援要請

(1) 応援協定

自らの消防力でもってしても災害への対処が困難な場合は、消防組織法第 39 条の規定に基づく「山形県広域消防相互応援協定（昭和 53 年４月１日）」、「山形県消防広域応援隊に関する覚書」、「酒田地区消防組合・仁賀保地区消防組合消防相互応援協定」に基づき、他市町村等へ応援を要請する。

(2) 県外の消防の応援

町又は消防本部から県へ連絡し、県から総務省消防庁（以下、消防庁という。）へ連絡し、消防庁が他都道府県の応援を要請する。

〈災害応援協定締結状況〉

協定名称	締結日	締結先	締結内容
大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定	平成７年 11 月 20 日	山形県内市町村	大規模災害発生時おける、市町村間の相互応援に関する協定
豊島区と遊佐町との非常災害時等における相互応援に関する協定	平成７年 ５月 19 日	東京都豊島区 TEL 03-3981-1111 FAX 03-3981-5018	大規模災害発生時おける、相互応援に関する協定
遊佐町とにかほ市との非常災害時における相互応援に関する協定書	平成 21 年 ２月５日	秋田県にかほ市 TEL 0184-43-7504 FAX 0184-43-5707	大規模災害発生時おける、相互応援に関する協定
遊佐町と大崎市との非常災害時における相互応援に関する協定	平成 23 年 11 月３日	宮城県大崎市鳴子総合支所 TEL 0229-82-2111 FAX 0229-82-2533	大規模災害発生時おける、相互応援に関する協定
山形県広域消防相互応援協定書	昭和 53 年 ３月 10 日	山形県下市町村及び一部事務組合	消防組織法第 21 条に基づく、消防相互応援に関する協定

協定名称	締結日	締結先	締結内容
山形県消防広域応援隊に関する覚書	平成７年11月14日	山形県下消防本部	山形県広域消防相互応援協定書に基づく、広域応援隊の編成に関する覚書
酒田地区消防組合・仁賀保地区消防組合消防相互応援協定書	平成７年５月１日	酒田地区消防組合 仁賀保地区消防組合	災害発生時における、相互間の消防力の活用に関する協定

〈その他の応援協定締結状況〉

協定名称	締結日	締結先	締結内容
災害時における遊佐町内郵便局、遊佐町間の協力に関する覚書	平成11年５月６日	遊佐町内の郵便局 各郵便局	災害発生時おける、相互協力に関する覚書
災害時等における災害応急対策の応援に関する協定書	平成24年８月29日	遊佐町建設業組合 各会員	災害発生時おける、障害物の除去、危険箇所の応急措置等に関する協定
災害時等における飲料水等の供給に関する協定書	平成25年５月８日	仙台コカ・コーラボトリング㈱庄内営業所 TEL 0234-24-2711 FAX 0234-24-2724	大規模災害発生時おける、飲料水等の優先供給に関する協定
災害時における段ボール製品の供給に関する協定書	平成24年７月27日	東北旭段ボール㈱ TEL 0234-26-5701 FAX 0234-22-5464	災害発生時、酒田市、鶴岡市、三川町、庄内町、遊佐町へ段ボール製品、段ボール加工品の供給に関する協定
災害時等における物資調達に関する協定書	平成25年４月19日	東北カートン㈱ TEL 023-645-3358 FAX 023-645-5849	災害発生時における、段ボール製品、取扱商品の緊急調達に関する協定
災害時における遊佐町所管公共施設の災害応急対策業務に関する協定	平成22年10月５日	酒田飽海建設総合組合 TEL0234-35-2880	災害時おける、遊佐町所管公共施設の災害応急対策業務の実施に関する協定
防災まちづくりの推進及び災害時における相互協力に関する協定書	平成26年６月８日	１３市町	災害時における、食糧、飲料水及びその他の生活必需品等の物資並びに必要な資機材の提供、更に、応援に必要な職員の派遣に関する協定
災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定書	平成26年５月15日	ヤマト運輸㈱山形主管支店 酒田みなと支店携帯 TEL 080-5068-0201	災害時に貨物自動車、運転者等の提供及び救援物資の輸送の協力並びに物資拠点施設の運営を要請する協定
大規模災害時に対する相互協力に関する協定書	平成28年４月18日	・生活クラブ事業連合生活協同組合連合会 ・庄内みどり農業共同組合	大規模な災害が発生した場合において、相互の協力により応急対策及び復旧対策の円滑化を図るための協定

協定名称	締結日	締結先	締結内容
大規模災害時にえおける被災者支援に関する協定書	平成29年3月30日	山形県行政書士会	大規模災害が発生した場合において、被災者支援のための行政書士が関与できる相談等を協力して実施する協定
災害時における消防用水の供給支援に関する協定書	平成29年12月22日	庄内生コンクリート協同組合	火災等の大規模な災害が発生した場合に、組合員が所有する特殊車両等の協力得て、用水の供給の支援に関する協定

4　自衛隊の災害派遣要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長が本町、県及び関係機関の機能をもってしても、なお応急措置に万全を期し難いと判断した場合又は事態が急迫し緊急措置を要する場合は、知事に部隊等の派遣要請「自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条」を要求する。具体的な基準は、次のとおりである。

(1) 災害発生時に人命、身体及び財産を保護するために緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。

ア　人命救助のため応援を必要とする場合

イ　大規模な災害が発生し、自衛隊の派遣を必要とする場合

ウ　災害のため人員及び物資の輸送の応援を必要とする場合

エ　応急の医療、防疫、給水及び通信支援等を必要とする場合

(2) 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

5　受援する関係団体の活動拠点等

大規模災害が発生し、町で関係団体に対して支援を要請した場合の応援拠点は、次の施設等とする。

(1) 活動拠点

番号	施　設　名	電話番号	車両駐車台数	施設管理団体
1	遊佐町生涯学習センター及びその周辺	電話 0234-75-3334 FAX　0234-75-3872	２５０台	遊佐町
2	道の駅　鳥海及びその周辺	電話 0234-75-3334 FAX　0234-75-3872	２１４台	

(2) 応援物資の一時集積配分拠点

番号	施　設　名	電話番号	床面積	施設管理団体
1	山形県立鳥海学園体育館(アリーナ)	電話 0234-75-3334 FAX　0234-75-3872	2,707 ㎡	山形県
2	山形県金峰少年自然の家分館	電話 0234-77-2166 FAX　0234-77-3725	2,284 ㎡	山形県
3	遊佐町農業者トレーニングセンター	電話 0234-72-2236	1,046 ㎡	遊佐町

番号	施　　設　　名	電話番号	床面積	施設管理団体
4	JA 庄内みどり農業共同組合 遊佐当山ライスセンター	電話 0234-72-3050	684 ㎡	JA 庄内みどり 農業共同組合
5	JA 庄内みどり農業共同組合 遊佐中央カントリーエレベーター	電話 0234-72-2577	3,450 ㎡	
6	JA 庄内みどり農業共同組合 遊佐南西部カントリーエレベーター	電話 0234-75-3488	1,360 ㎡	
7	JA 庄内みどり農業共同組合 みどり特産精米センター	電話 0234-72-4950	3,061 ㎡	

(3) ボランティアの受付場所

番号	施　　設　　名	施　　設　　名	床面積	施設管理団体
1	遊佐町農業者トレーニング センター	電話 0234-72-2236	1,046 ㎡	遊佐町

６　町が激甚被災地となった場合の要請

町が激甚な被害を受け、町内において応援拠点となる施設やオープンスペースの確保及び応援部隊・職員の受入れが困難な場合は、町長は県に対し、激甚被災地周辺の市町村に広域応援拠点の開設と運営を要請する。

応援部隊・職員はそれらの拠点に集結し、当該拠点を運営している県又は市町村職員の指示により激甚被災地である遊佐町に入る。

第７章　業務継続体制の改善

１　業務継続マネージメント

業務継続計画に基づいて、災害対策本部業務及び非常時優先業務を効果的に遂行するためには、計画を管理・運用する業務継続マネージメントを推進していく必要性がある。職員全員が計画の重要性を理解し、個々の職員に課せられた役割を確実に果たせるよう、教育や訓練を通じて役割(業務)を確認することが重要である。

また、その過程において洗い出された課題と対策について検討を重ね、継続的に改善することが重要である。

〈業務継続計画の継続的な改善〉

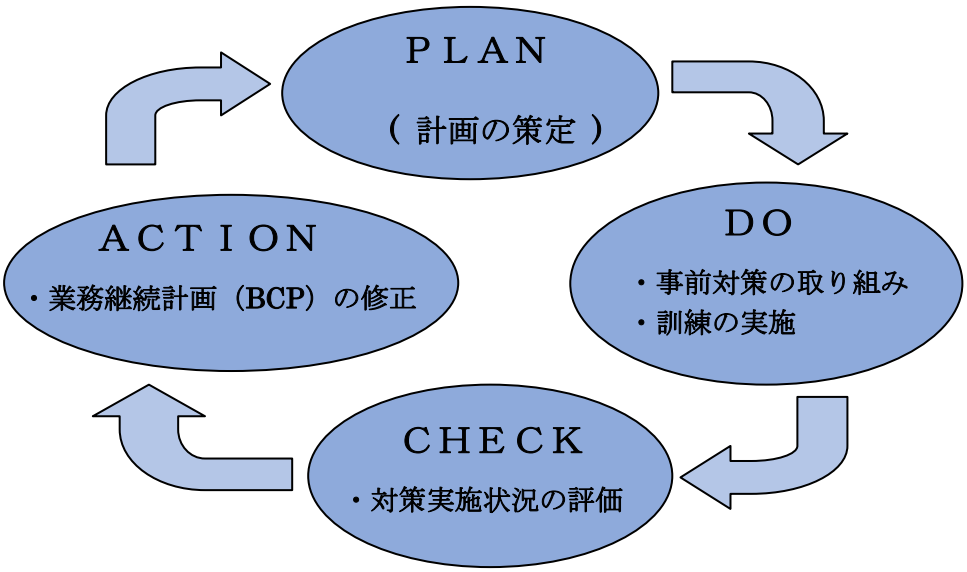

２　業務継続体制の向上

発災時に的確に業務継続計画を実行するためには、平常時より職員がこれを理解し、所属内において行うべき行動を認識しておく必要がある。

(1) 実効性の向上

執務環境及び職員の異動並びに組織変化などにより、職員をとりまく環境が絶えず変化するおそれがあるため、業務優先度の見直しや業務遂行の支障となる課題等の精査を行い、計画の実効性を高める体制づくりに取り組むものとする。

(2) 教育・訓練

職員への計画の周知、徹底とともに、災害が発生した際に実際に行動できるよう対応能力の向上を図るには、職員に対する教育・訓練が重要である。

〈業務継続計画の訓練・研修等〉

訓　練　名	内　　容	対　　象	頻　度
災害対策本部参集運営訓練	災害対策本部員の参集及び運営の実践訓練	災害対策本部員	年１回
参集(伝達)訓練	本部から参集の連絡を受けた後、参集後に各課から本部への参集状況を報告	全職員	年１回
防災関係機関との情報伝達訓練	防災関係機関との情報伝達訓練	防災関係機関	年１回
業務継続計画研修	各課での非常時優先業務を職員に周知	各　課	年１回以上
非常用発電機の立ち上げ訓練	非常用発電機を立ち上げ、起動状況・電力供給の状態を確認	総務課	２年に１回
業務継続計画推進担当者会議の開催	計画の推進及び見直しの検討	各課等の担当者	随　時